

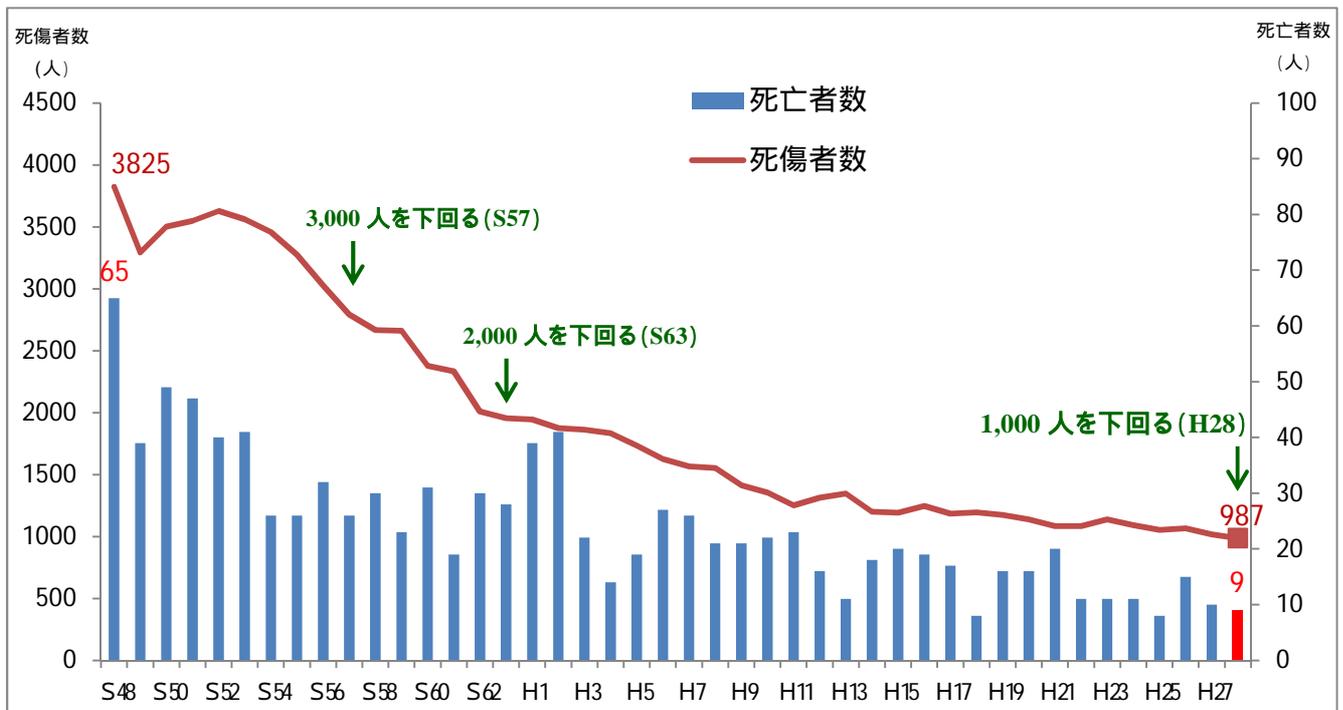
安全運転管理者等 法定講習資料

目次

労働災害発生状況の推移…………… 1
 石川県内における交通労働災害発生状況…………… 2
 交通労働災害防止のための
 ガイドラインの内容…………… 3
 改善基準告示をご存じですか？…………… 8
 交通労働災害防止のための教育のポイント…………… 9
 リスクアセスメントを実施しましょう…………… 10
 高齢労働者の労働災害が増えています！…………… 11
 STOP！転倒災害プロジェクト…………… 12
 ストレスチェックを実施しましょう！…………… 12



労働災害発生状況の推移 (石川労働局)

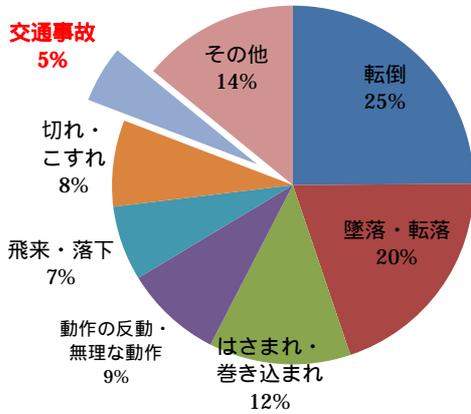


厚生労働省 石川労働局労働基準部・各労働基準監督署

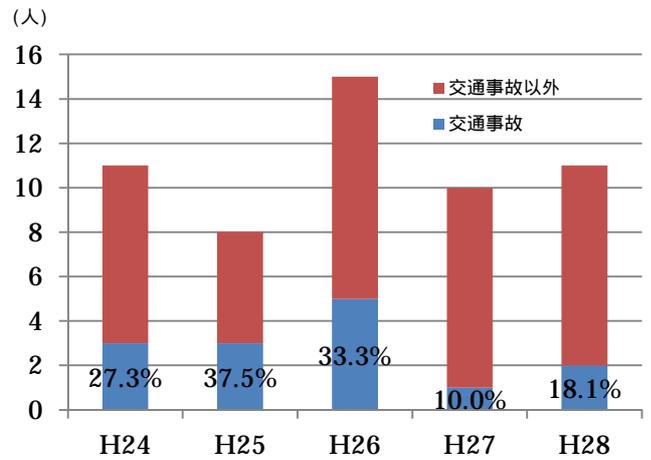
石川県内における交通労働災害発生状況

出典：労働者死傷病報告

【事故の型別災害発生状況(H24 ~ H28 合計)】



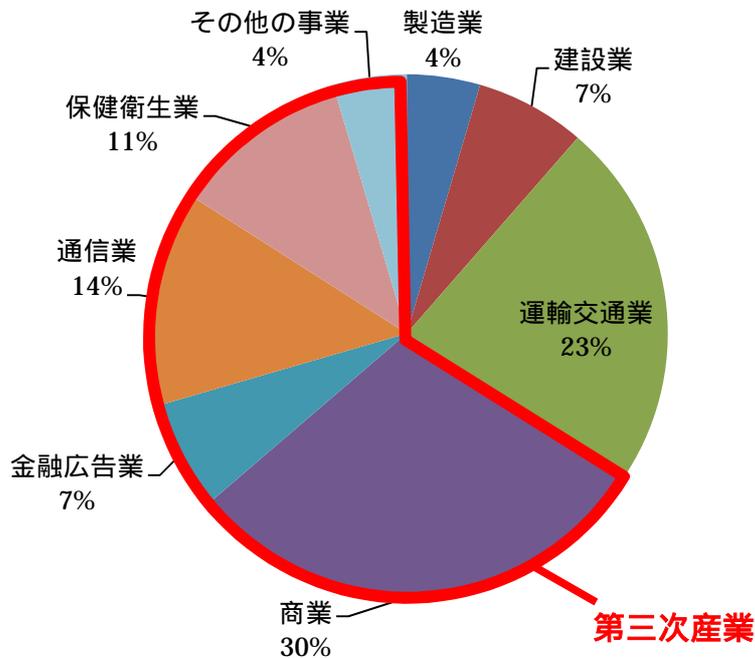
【死亡災害に占める交通事故の割合】



Point!

過去5年間における労働災害全体に占める交通事故の割合はわずか5%なのに、死亡災害に占める割合は最大37.5%!

【交通労働災害発生状況 (H28 業種別)】



Point!

商業が3割と最も多く、第三次産業が6割以上を占める！
商業のうち、約6割は新聞販売業が占める！

交通労働災害防止のためのガイドライン

第1 目的

～ 交通労働災害を分析したところ

未然に防ぐことができた災害が多くあります～



1 目的

改善基準告示（「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年告示第7号））等とともに「交通労働災害防止のための管理体制の確立」、「適正な労働時間等の管理及び走行管理」、「教育や健康管理の実施」、「荷主及び元請による配慮」等を積極的に推進することにより、交通労働災害の防止を図ることを目的としたものです。

2 対象

本ガイドラインの対象とする交通労働災害は道路上及び事業場構内における自動車及び原動機付き自転車（以下「自動車等」という。）の交通事故による労働災害です。

3 事業者及び運転者の責務

事業者の責務：労働者に自動車等の運転を行わせる事業者は、本ガイドラインを指針として、事業場における交通労働災害対策の積極的な推進を図りましょう。

労働者の責務：自動車等の運転を行う労働者は、交通労働災害防止のため、事業者の指示等の必要な事項を守るほか、事業者が実施する措置に協力し、交通労働災害の防止に努めましょう。

第2 交通労働災害防止のための管理体制等

～ 交通労働災害は、重篤な災害が多く発生しています

防止のため、事業場が一丸となって取り組みましょう～

1 交通労働災害防止のための管理体制の確立

交通労働災害防止に関係する管理者（安全管理者、運行管理者、安全運転管理者等）を選任し、役割、責任、権限を定めるとともに、管理者に対し必要な教育を行いましょ

調査結果（交通労働災害防止専門家検討会報告書）によると安全に対する組織の関与が低い場合に交通労働災害等が発生しやすくなります。

2 安全衛生方針の表明、目標の設定、計画の作成、実施、評価、改善

事業場のトップが交通労働災害防止の観点を含めた安全衛生方針の表明を行い、その方針に基づき安全衛生目標を設定しましょう。目標を達成するため、労働時間等の管理、教育の実施等を含む安全衛生計画を作成し、その計画の実施、評価及び改善を行いましょ

3 安全委員会等における調査審議

安全委員会等で交通労働災害防止に関する事項について調査審議を行いましょ

第3 適正な労働時間等の管理及び走行管理等

～ 約3割の交通労働災害が、深夜から早朝の時間帯に掛けて発生しています～

1 適正な労働時間等の管理及び走行管理等

疲労による交通労働災害を防止するため、改善基準告示等を遵守し、

適正な走行計画を作成する等により運転業務従事者の十分な睡眠時間等の確保に配慮した労働時間等の管理及び走行管理を実施しましょう。

十分な睡眠時間を確保するために必要がある場合、より短い拘束時間の設定、宿泊施設の確保等の措置を実施しましょう。

高速乗合バス及び貸切バス事業者については、運転者の過労運転を防止するために、国土交通省が定めた交替運転者の配置基準が定められています。

調査結果によると勤務間の休息時間が8時間未満、拘束時間が13時間超、運転業務時間が9時間以上の場合に交通労働災害等が発生しやすくなります。

チェックポイント

・労働者が自動車運転業務を行う場合は、「改善基準告示」が適用されますので、安全運転管理者等は、運転者の労働時間、拘束時間、運転時間がこの基準を超えないように業務を調整してください。特に、時間外労働時間が月100時間又は平均で月80時間を超えるような場合は、過労死等脳心臓疾患や過労自殺等精神障害といった業務上災害の要因になっており、また、労働安全衛生法に基づく医師による面接指導制度の対象にもなりますので、労働時間を把握することが重要です。このため、安全運転管理者等は、運転者の労働時間、拘束時間、運転時間がこの基準を超えないよう適正な走行計画を作成してください。

2 適正な走行計画の作成等

次の事項を記載した走行計画を作成し、運転業務従事者に適切な指示をしましょう。

走行の開始・終了の地点及び日時

拘束時間、運転時間及び休憩時間

走行に際して注意を要する箇所の位置

荷役作業の有無及び所要時間

走行経路及び経過地の出発・到着の日時の目安

運行記録計（タコグラフ）を活用して乗務状況を把握するとともに、

走行計画どおりに走行できなかったときは原因を把握し、次回の走行計画の見直し等を実施しましょう。

調査結果によると走行計画に休憩時間を定めた場合には交通労働災害が発生しにくくなります。

走行計画作成例

走行経路と主な経過地における出発時間と到着時間の目安を入れましょう					拘束時間・運転時間・休憩時間を入れましょう	
経路	経路				運転時間	休憩時間
目的地	名称	所在地	作業内容	作業時間	作業指示	
経路	国道8号線→のと里山海道（始点・終点）				3時間	30分
目的地①	穴水支店	穴水町川島	30箱荷卸し	30分	昼食後、13:00から開始すること	
経路	国道249号線→七尾田鶴浜バイパス				1時間	
目的地②	七尾支店	七尾市小島町	50箱	60分	七尾支店Oさんに手伝いお願い済み。	
経路	県道2号線→のと里山海道(柳田・始点) 8号線				2時間	20分
9月26日						
荷役作業の内容及び所要時間を入れましょう						
出発/到着	名称	所在地	開始/終了目安	走行上の注意		
出発	小松支店	小松市日の出町	8:30	<ul style="list-style-type: none"> 〇〇付近はカーブが多く道幅が狭いため注意すること。 渋滞最後尾に注意すること。 サービスエリア、コンビニなどで休憩をすること。 		
到着	松支店	小松市日の出町	18:00			
走行の開始・終了の地点、日時を入れましょう				注意事項などを入れましょう		

走行計画を作成する際は、深夜・早朝時間帯の走行を可能な限り避けるとともに、十分な休憩・仮眠時間を確保してください。

調査結果によると普段の睡眠時間が5時間未満、勤務前24時間の総睡眠時間が5時間以下である場合、交通労働災害等が発生しやすくなります。

3 点呼等の実施及びその結果に基づく措置

(1) 点呼等の実施

乗務を開始させる前に点呼等を行い、疾病、疲労、飲酒等により安全な運転をすることができないおそれが無いか報告を求め、その結果を記録しましょう。

乗務開始前 24 時間における拘束時間が 13 時間を超える場合、労働者の睡眠時間の状況を確認しましょう。

(2) 点呼等に基づく措置

睡眠不足が著しい、体調が不調である等正常な運転が困難な状態と認められる運転者に対しては、運転業務に就かせないことを含め、必要な措置を実施しましょう。

1 週間連続して拘束時間が 13 時間を超える等睡眠不足の累積が認められる者に対しては、必要な休憩時間の確保等の措置を実施しましょう。

4 荷役作業を行わせる場合の措置等

事前に荷役作業の有無、運搬物の重量等を確認し、運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間を確保しましょう。荷役作業の身体負担を減少させるための適切な荷役用具・設備の備付け等を実施しましょう。荷を積載するときは、最大積載量を超えないこと、偏荷重が生じないようにすること等を徹底しましょう。

調査結果によると荷役作業を毎回実施する場合、交通労働災害が発生しやすくなります。



これから、点呼を始めます。調子悪い人、寝不足の人いますか？

睡眠不足が蓄積した場合、視覚刺激に対する反応ができなくなる回数が増加するという調査結果があります。

チェックポイント

・工事現場の作業や重労働の倉庫内作業等を終え労働者の疲労が溜まった状態で、同僚の送迎のための自動車運転業務に従事し、過労運転による事故が起きている例があります。安全運転管理者等は、業務後の自動車による送迎についても運転者の疲労度合いを考慮する必要があります。

第4 教育の実施等

～ 交通労働災害発生状況の傾向から、防止対策として

定期的な教育の実施が非常に効果的です～

1 教育等の実施

(1) 雇入れ時等の教育

交通法規、改善基準告示等の遵守、睡眠時間確保の必要性、飲酒による運転への影響、睡眠時無呼吸症候群の治療、体調の維持等に関する事項等について教育を行いましょう。また、必要に応じ、ベテランの添乗による実地指導を行いましょう。

調査結果によると運転者に対する教育の項目を充実させると交通労働災害等が発生しにくくなります

(2) 日常の教育

改善基準告示等の遵守、睡眠時間確保の必要性、交通事故情報、デジタルタコグラフ、ドライブレコーダーの記録等から判明した安全走行に必要なとされる事項、交通安全情報マップ、関係法令改正等について教育を行いましょう。

(3) 交通危険予知訓練

イラストシート等を用いて潜在的危険性を予知させ、防止対策を立てさせる交通危険予知訓練を実施するようにしましょう。

2 運転者認定制度等

(1) 運転適性に応じた一定の教育指導を受けた者、認定試験に合格した者等に対して運転業務を認める運転者認定制度を導入するようにしましょう。

(2) マイクロバス、ワゴン車等で労働者を送迎する際は特に十分な運転技能をもつ者に運転させましょう。

チェックポイント

・労働安全衛生法の規定により、安全運転管理者等は、自動車運転業務に従事する労働者を雇い入れたときや、新しく自動車運転業務に従事することとなった労働者に対し安全衛生教育として、自動車の危険性と取扱方法、安全装置や保護具の性能と取扱方法、運転操作手順、作業開始時の点検、事故時等における応急措置及び退避に関することを教育する必要があります。また、事故防止のための留意点を自動車運転業務に従事する労働者に随時教育し、注意喚起するようにしてください。

第5 交通労働災害防止に対する意識の高揚等

～事業場で意識を高め、交通労働災害防止

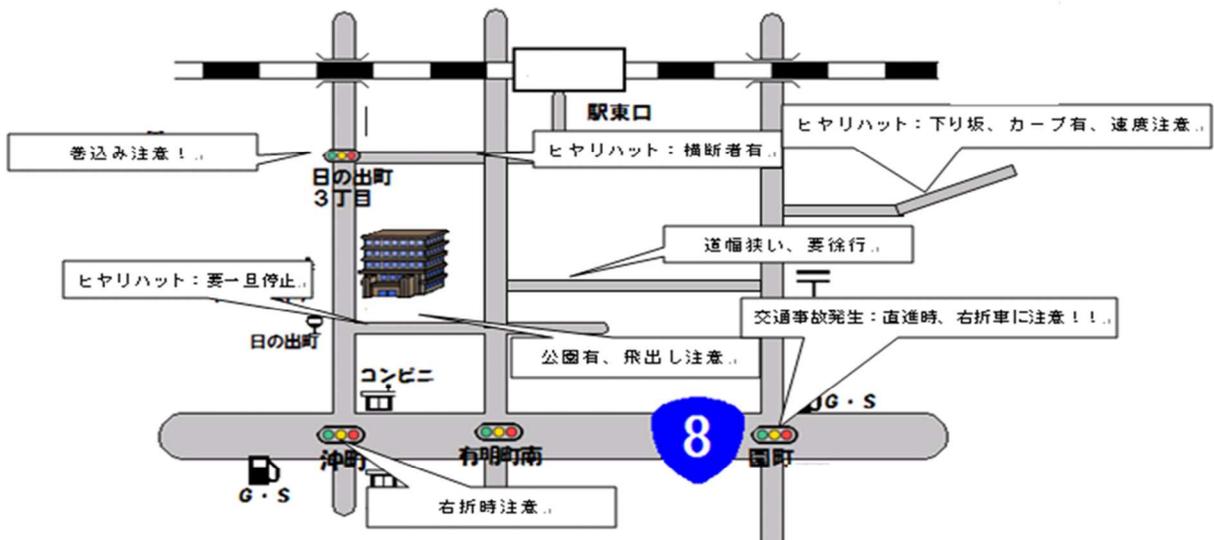
に向けた取り組みを行いましょう～

1 ポスターの掲示、表彰制度、交通労働災害防止大会の開催等により、運転者の交通労働災害防止に対する意識の高揚を図りましょう。

2 交通事故情報、デジタルタコグラフやドライブレコーダーの記録、ヒヤリハット事例等に基づき、危険な箇所、注意事項等を示した交通安全情報マップを作成し、配布、掲示等を行いましょう。

調査結果によると意識の高揚のための活動を活性化させると交通労働災害等が発生しにくくなります。

地区交通安全情報マップ



第6 荷主・元請事業者による配慮等

～運送事業者と荷主・元請事業者が一体となって

ゆとりある運転を進めましょう～

荷主及び運送業の元請の事業者は交通労働災害防止を考慮した適切かつ安全な運行の確保のため必要な事項について、運送事業者と協働して取り組むよう努めましょう。

- 1 荷主・元請の都合による急な貨物の増量による過積載運行を防止しましょう。
- 2 到着時間の遅延が見込まれる場合、改善基準告示等を遵守した安全運行が確保されるよう、到着時間の再設定、ルート変更等を実施しましょう。
- 3 荷主・元請は改善基準告示等に違反し安全運行が確保できない可能性が高い発注を行わないようにしましょう。

調査結果によると荷主からの急な要求を受容した割合が高い場合は交通労働災害が発生しやすくなります。

- 4 荷主・元請は積込・荷卸し作業の遅延により運送業者が予定時間に出発できない場合、到着時間の再設定等を行うとともに、荷主の敷地内で待機できるようにしましょう。

第7 健康管理

～交通労働災害防止には非常に重要なことです

また、労働者の管理で基本となることです～

1 健康診断の実施とその結果に基づく措置

労働者への1年以内に1回の定期健康診断の実施は安衛法で義務付けられています。また、深夜業を行う労働者に対しては、年2回の実施が必要です。

運転者に対して健康診断を確実に実施し、保健指導等を行うとともに、所見が認められた運転者に対しては、「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」に基づき適切な就業上の措置を実施しましょう。

2 面接指導等

長時間にわたる時間外・休日労働を行った運転者に対しては、面接指導を実施するとともに、必要があると認められるときは労働時間の短縮等適切な措置を実施しましょう。

3 心身両面にわたる健康の保持増進

事業場における健康の保持増進措置の継続的・計画的な実施に努めましょう。

4 運転時の疲労回復

運転者に対して、走行経路の途中で適宜ストレッチング等により運転時の疲労回復に努めるよう指導しましょう。

チェックポイント

・安全運転管理者等は、定期健康診断などでてんかんなど自動車運転業務に影響する可能性のある疾病の有無や治療、服薬の状況等を含め、自動車運転業務従事者の健康状況を把握してください。また、居眠り運転のリスクが高くなる睡眠時無呼吸症候群などにも留意してください。

・労働安全衛生法に基づく健康診断の結果、異常な所見があるとされた労働者については、医師の意見を聴取し、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の事後措置を講じる必要があります。安全運転管理者等は、日頃から、朝礼、点呼等の機会に自動車運転業務従事者の健康状態を把握するようにしてください。

第8 その他

～異常気象によるスリップや視界不良による正面衝突が

多く発生しているためその防止に取り組みましょう～

1 異常気象等の際の措置

異常気象等の際には必要に応じて、走行の中止、安全な場所での一時待機等適切な指示を行いましょう。

2 自動車の点検

走行前の点検等必要な点検を行い、異常を認めた場合には直ちに補修等を行いましょう。

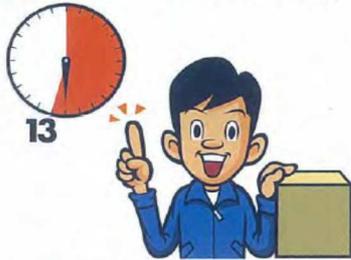
3 自動車に装備する安全装置等

自動車に必要な安全装置等を整備するようにしましょう。



『改善基準告示』をご存じですか？

1日の拘束時間
基本は13時間以内



1日の最大拘束時間
16時間以内

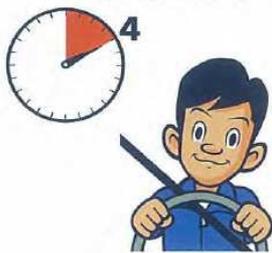


月の拘束時間
293時間以内



- ・「拘束時間」とは、始業時刻から終業時刻までの時間で、労働時間と休憩時間（仮眠時間を含む。）の時間です。
- ・1日の拘束時間は13時間以内を基本とし、これを延長する場合であっても16時間が限度です。ただし、15時間を超える拘束時間は1週間につき2回が限度です。
- ・月の拘束時間は、原則293時間までとされています。

連続運転時間
4時間以内



1日の運転時間
9時間以内



1週の運転時間
44時間以内



4時間以内（運転の中断には、1回連続10分以上、かつ、合計30分以上の運転離脱が必要）です。

1日の運転時間は9時間までとされています。なお、この9時間というのは2日間の平均でみます。

1週の運転時間は44時間までとされています。なお、この44時間というのは2週間の平均でみます。

休息期間
8時間以上



休日労働
2週間に1回以内



「休息期間」とは、勤務と次の勤務までの間の時間で、睡眠時間を含めて全く自由な時間をいいます。休息時間は勤務終了後、連続8時間以上が必要です。

休日労働は、2週間に1回の頻度でしかできません。

このルールは守らなくては いけません！



交通労働災害防止のための教育ポイント

転倒	傾向	顧客への配達にバイクや自転車を使用する小売業で多く発生しています。 特に、冬季の凍結等によるスリップ事故や雨などで濡れて滑りやすい路面等（石畳やマンホールの蓋等）によりスリップする事故が多く発生しています。
	ポイント	北陸は降雨、降雪日が多いため、バイクや自転車の運転でも路面等に配慮する教育とヒヤリ・ハット活動等の実施を！
正面衝突	傾向	冬季の凍結等によるもの、大雨によるスリップによるもの、大雨による視界不良によるもの及びわき見によるものが多く発生しています。また、その多くが深夜から早朝の時間帯に発生しています。
	ポイント	冬季の凍結等や大雨等の異常気象時等の際の取り決め・措置と運送事業者、荷主・元請事業者の連携による取組みを！また、疲労による事故を防止するため、改善基準告示等の遵守を！
接触	傾向	第三次産業、中でも保険業や通信業で多く発生しています。また、昼過ぎに多発する傾向にあります。相手が信号や一旦停止を無視したものが多くなっていますが、自分が信号や一旦停止を無視したことによるものも少なくありません。 このほか、バイクによる接触事故も多く発生しています。
	ポイント	まず、基本の左右確認の徹底を！また、無理な右折は事故の元です。 ヒヤリ・ハットの事例や交通事故情報を集めて交通安全情報マップを作成、運転危険予知訓練の実施が効果的です！
追突	傾向	事故で停車中の自動車に追突したものの、信号待ちのため停車中の自動車に追突したものの、渋滞の列に追突したものの、路上駐車中の自動車に追突したものなどが多くなっています。 原因として、前方不注意により、前走する車のスピードダウンや停車中の事故車などの発見が遅れることが多くなっています。 また、深夜の時間帯に多発する傾向にあります。
	ポイント	交通危険予知訓練等の教育の実施で回避できた事故があります。また、時間に余裕が無いときに発生するケースもあり、遅延に対する運送事業者と荷主・元請事業者の連携した取組みと疲労による事故を防止するため改善基準告示等の遵守が求められます！
追突され	傾向	信号待ちのところに追突されされたもの、走行中に追突されたもの、右折待ちのところに追突されたものが多く発生しています。
	ポイント	追突事故の第2当事者となる場合ですが、自身が第1当事者とならないためにも、事業場においてガイドラインに基づく対策と安全運転の徹底を！
車対物	傾向	建設業や警備業で多く発生しています。工事中や降車時に事故に遭うものが主です。また、事故の中には、工事標識や誘導者を配置していなかったものもあります。
	ポイント	運転者は交通事故において第2当事者等になります。 無事故達成のため、事業場において交通労働災害防止のための管理体制等を整備し、ガイドラインの運用が重要です。 また、工事標識の設置、誘導員の配置、夕方から早朝に掛けて作業する労働者は夜光反射材の着用を！

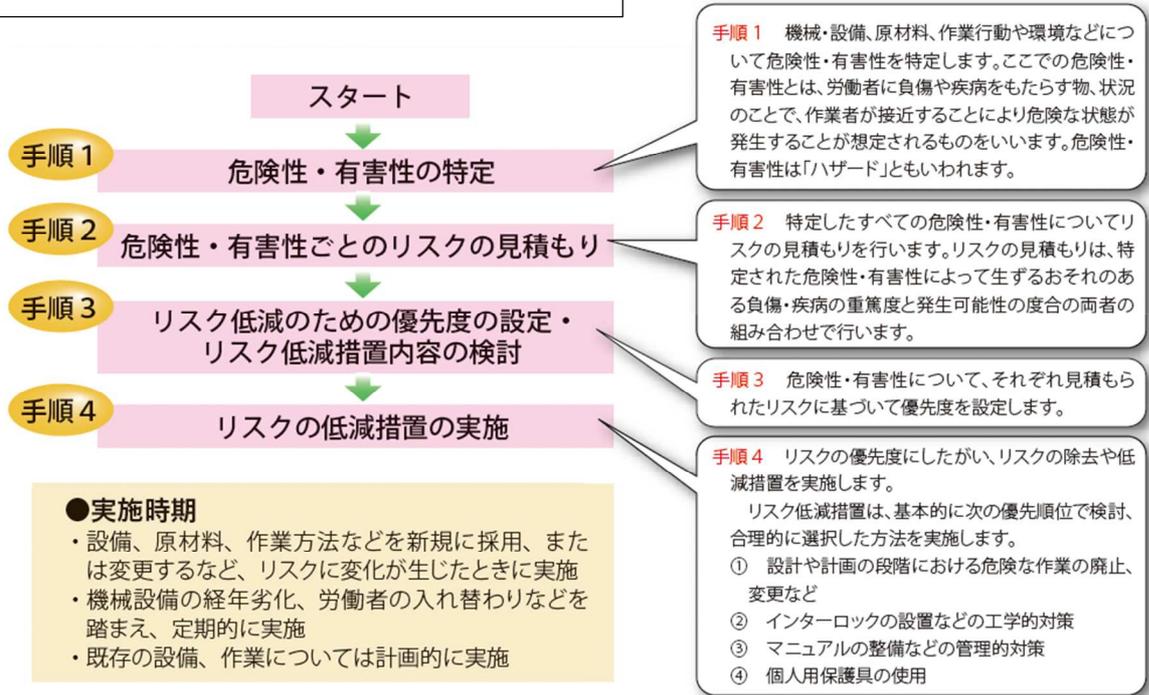
車対人	傾向	冬季の凍結等によるもの、わき見によるもの、速度超過によりカーブを曲がりきれなかったものが増えてきています。 中には、アクセルとブレーキの踏み間違えによるものや薬の副作用による運転操作誤りなども発生しています。
	ポイント	日常の教育を継続し、交通労働災害防止に対する意識を高揚させることが重要です。また、状況に応じ、荷主・元請事業者による遅延等への取組みや安全運転管理者による点呼等の実施、健康管理が求められます。持病等で薬を服用する労働者については、定期健康診断等で把握し、場合により就業制限をする必要があります。
その他	傾向	発生状況として、サイドブレーキを引き忘れて降車したり、パーキングに入れなまま降車したもののや、自動車の後部座席に乗り込む前に発車して負傷したものがありません。
	ポイント	自動車の運転操作の基本を徹底するため、教育の実施を！

リスクアセスメントを実施しましょう

1 リスクアセスメントとは

作業現場や作業自体にある危険性又は有害性を特定し、災害の重篤度や災害発生の可能性などを組み合わせてリスクを見積もり、そのリスクの大きさに基づいて、リスク低減措置を検討し、その結果を記録する一連の手法で、個々の事業場（会社）が作業の実態や特性を的確にとらえて行う自主的な安全衛生対策です。

2 一般的なリスクアセスメントの基本的な手順



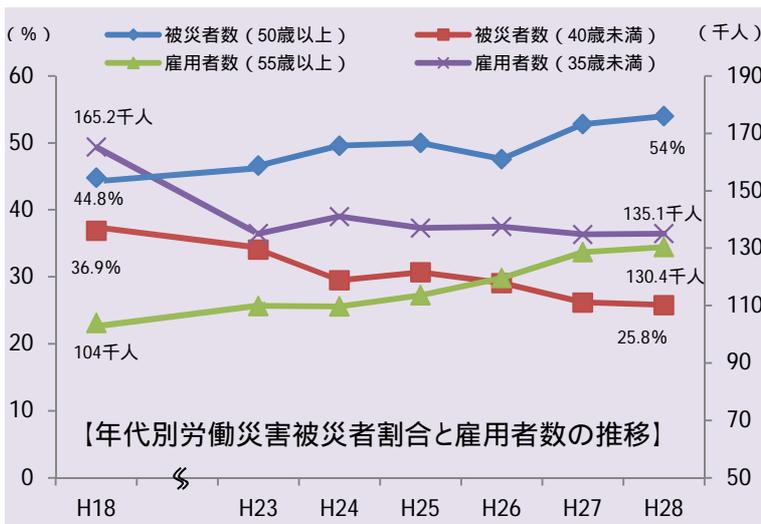
高年齢労働者の労働災害が増えています！

～ 高年齢労働者の活躍を企業の活力を生み出す源とするために～

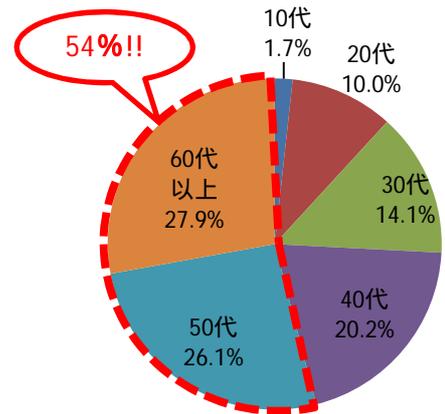
労働力人口の高齢化が進む中、県内企業においても高年齢労働者の割合が増加しています。近年の人手不足により、高年齢労働者の活用は、今後も企業にとって重要なテーマとなるはずですが。

しかしながら、高年齢労働者の増加に伴い、労働災害全体に占める高年齢者の割合も著しく増加しており、平成28年においては全体の54.0%が50代以上の労働者によるものとなっています。

様々な定義がありますが、ここでは50歳以上の労働者とします。



資料出所 労働災害被災者の割合…労働者死傷病報告
雇用者数…石川県労働力調査



【労働災害被災者の年代別割合 (H28)】

高年齢労働者は、その知識、経験によって企業にとって多くのプラスをもたらす反面、身体的機能の衰え等から労働災害が発生しやすいという側面を持ちます。

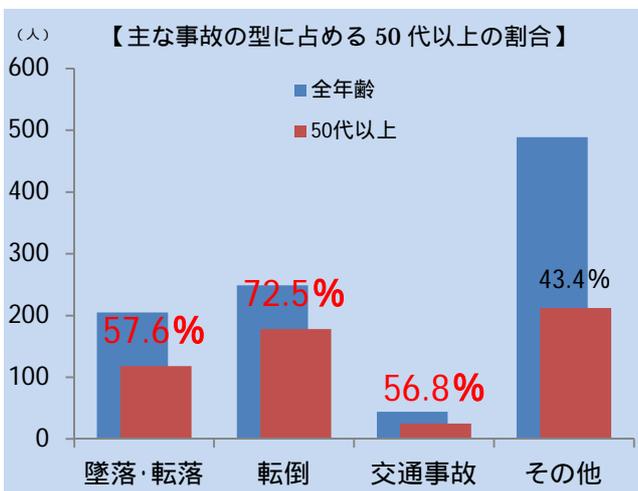
特に、視覚、聴覚、平衡感覚等が衰えやすく、結果として転倒災害や墜落・転落災害が高年齢労働者に多く発生しています。

については、高年齢者の活躍を企業の活力を生み出す源とするため、高年齢労働者の特性を十分理解した上で、労働災害防止対策を講じましょう。

具体的な対策は・・・

高年齢労働者 職場改善マニュアル

検索



【高年齢者労働災害防止対策の主要ポイント】

- ✓ 転倒災害防止対策（段差の解消、床面のドライ状態の維持、照度の確保等）は万全に。
- ✓ 高所作業（特にはしご、脚立）は極力避ける。
- ✓ 交通事故は自動車等（自転車等の2輪車を含む）の運転者の時と、歩行者の時の両方に注意。
- ✓ 十分な教育と良好なコミュニケーションを確保する。



STOP！転倒災害プロジェクト

転倒災害は、休業4日以上労働災害のうち約1/4を占め（H28 石川労働局）、どのような職場でも発生する可能性があります。

厚生労働省と労働災害防止団体では、転倒災害を撲滅するため、「STOP！転倒災害プロジェクト」を推進しています。

【プロジェクト重点取組期間】

毎年2月及び6月

【実施事項】

重点取組期間中

安全衛生委員会における転倒防止対策の調査審議、チェックリスト活用した職場点検など
通年

通路の段差解消、4S活動、照度の確保、危険個所の見える化など

詳しくは、厚生労働省HPで検索！

STOP！転倒

検索

ストレスチェックを実施しましょう！

平成27年12月より、50人以上の労働者を使用する事業場においては、常時使用する労働者に対して、ストレスチェックを毎年1回実施することが義務となっています。

また、ストレスチェックの実施結果については、所定の様式で所轄労働基準監督署へ報告する必要があります。

労働者数50人未満の事業場は当分の間努力義務。なお、労働者数50人未満の事業場が実施する場合は助成金制度があります。

詳細は、石川労働局・最寄りの労働基準監督署までお問い合わせください。

【この冊子に対する問合せ先】

〒920-0024

金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎5階

石川労働局労働基準部 健康安全課

TEL 076-265-4424

FAX 076-265-4431